

尾道市立大学資格取得者に対する奨励金給付規程

平成24年4月1日

規程第100号

(趣旨)

第1条 この規程は、尾道市立大学(以下「本学」という。)の学生で在学時に国家資格等を取
得した者に対する奨励金(以下「奨励金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるもの
とする。

(名称)

第2条 奨励金給付制度の名称は、尾道市立大学資格取得者奨励金給付制度とする。

(対象資格及び給付金額)

第3条 奨励金の給付対象となる国家資格等(以下「対象資格」という。)及びその給付金額は、
別表のとおりとする。

(対象者)

第4条 奨励金の給付対象者は、学部の学生又は大学院の学生のうち、次の各号のいずれにも
該当する者とする。

- (1) 本学在学中に、対象資格の試験を受けて合格したものであること。
- (2) 過去に同一資格に対する奨励金給付を受けていないこと。
- (3) 本学の助成を得て、本学で開講する同一資格に関する課外講座を、受講していないこと。

(給付手続)

第5条 新たに資格を取得し、奨励金の給付を受けようとする者は、資格取得奨励金給付申請
書(別記様式。以下「申請書」という。)に、当該資格証明書又は当該資格合格書等の原本を
添付して、学長に提出する。

(提出期限)

第6条 申請書は、対象資格を取得した後、速やかに提出するものとする。ただし、卒業年度
においては3月末を提出期限とする。

2 学長は、提出された申請書を取りまとめ、提出月の翌月末までに奨励金を給付するもの
とする。

(奨励金の返還)

第7条 学長は、奨励金の給付を受けた者が不正により奨励金を受けたことが判明したときは、
奨励金を返還させるものとする。

2 前項の規定により奨励金の返還を命ぜられた者は、学長の指定した期限までにその額を返
還しなければならない。

(庶務)

第8条 奨励金給付に関する事務は、キャリアサポートセンターにおいて処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、奨励金の給付に関し必要な事項は、学長が別に定める。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成26年4月1日規程第174号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年3月26日規程第180号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月1日規程第290号）

この規程は、公布の日から施行する。

付 則（令和3年3月30日規程第303号）

この規程は、令和3年3月31日から施行する。

別表（第3条関係）

資格取得奨励金の給付対象となる国家資格等及びその給付金額

国家資格等	給付金額(円)
日商簿記1級	50,000円
日商簿記2級	30,000円
ファイナンシャル・プランニング技能士1級	50,000円
ファイナンシャル・プランニング技能士2級	30,000円
ITパスポート	15,000円
基本情報技術者	30,000円
応用情報技術者	50,000円
TOEIC550点以上	10,000円
TOEIC650点以上	20,000円
秘書検定1級	20,000円
秘書検定準1級	15,000円
秘書検定2級	10,000円
宅地建物取引主任者	30,000円
行政書士	30,000円
税理士試験（1科目合格）	100,000円
公認会計士試験（二次）	100,000円
中小企業診断士	100,000円
不動産鑑定士	100,000円

（注1）ITパスポート・日商簿記2級について、大学の課外講座を受講した学生は対象外とする。

（注2）TOEICは学内で実施するIPテスト（Institutional Program）のスコアも資格取得対象とする。

（注3）税理士試験（1科目合格）は、何れか1科目の合格についてのみ適用する。

様式（第5条関係）

年 月 日

尾道市立大学長 様

学科学年： 科 年

学籍番号：

名 前：

資格取得奨励金給付申請書

次のとおり資格を取得しましたので、奨励金の給付を申請します。

1 資格名称等

資 格 名	
資格授与機関名	
資格取得日	

2 奨励金給付申請額 _____ 円

3 振込先

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協	店舗名	支店・支所						
預金種別	1普通 2当座 3その他 ()	口座番号							
口座名義 (カタカナで記入)									

※ 口座名義は、学生の本人名義に限ります。

※ 通帳のコピーまたは口座番号がわかる書類を添付すること。

- 注意事項 (1) 本学の助成を得て同一資格に関する課外講座を受講していないこと。
(2) 資格証明書原本を添付すること。(大学で複写後申請者に返却する。)
(3) 申請書の提出は、資格を取得した後、速やかに行うこと。(給付は翌月末)
(4) 申請書の提出期限は、卒業年度においては3月末までとする。
(5) 申請できる資格は、同一の国家資格等について1回までとする。